

福県医発第1543号(保)

平成16年11月26日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



「新潟県中越地震による社会福祉施設等に対する介護職員等の
応援に係る費用の取扱いについて」の送付について

新潟県中越地震被災地域における社会福祉施設等に対する支援の協力の協力
につきましては、平成16年11月12日付け福県医発第1471号(保)「新
潟県中越地震災害について」等にてお送りいたしておりますが、今般、応援職
員の人件費及び滞在に要する経費、派遣に要する交通費について整理した事務
連絡が、厚生労働省主管課より各都道府県他宛に下記のとおり発出された旨、
日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご参考までにお送りいた
します。

記

- ・ 「新潟県中越地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の応援に係
る費用の取扱いについて
(平16.11.11 厚生労働省社会・援護局保護課災害救助・救援対
策室、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課／事務連絡)

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽





(介48)
平成16年11月16日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事
野 中



**「新潟県中越地震による社会福祉施設等に対する
介護職員等の応援に係る費用の取扱いについて」の送付について**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「新潟県中越地震災害について等（平 16.11.4 介 43）」により、被災地域における社会福祉施設等に対する支援の協力につきましては、すでにご連絡申し上げましたところですが、応援職員の人件費及び滞在に要する経費、派遣に要する交通費について整理した事務連絡が、下記のとおり、厚生労働省主管課から各都道府県他あて発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供をよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

・「新潟県中越地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の応援に係る費用の
取扱いについて

（平 16.11.11 厚生労働省社会・援護局保護課災害救助・救援対策室、厚生労働省社会・
援護局福祉基盤課／事務連絡）



平成16年11月11日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省社会・援護局保護課災害救助・救援対策室長補佐

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐

「新潟県中越地震」による社会福祉施設等に対する
介護職員等の応援に係る費用の取扱いについて

標記については、平成16年11月1日社援基第1101002号「新潟県中越地震災害について」等により、被災地域における社会福祉施設等に対する支援をお願いしたところではありますが、応援職員に係る費用の取扱いについて、別紙のとおり整理し、各都道府県あて通知いたしましたので、派遣に当たってはこの点もお含み置きいただきますようお願い申し上げます。

また、貴団体より各都道府県支部に情報提供していただきますようお願いいたします。



事 務 連 絡

平成16年11月11日

都道府県
各 指定都市 保健福祉課長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課災害救助・救援対策室長補佐

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐

「新潟県中越地震」による社会福祉施設等に対する
介護職員等の応援に係る費用の取扱いについて

「新潟県中越地震」の発生に伴い、全国各地から応援職員の派遣について、特段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

ご存じのとおり、断続的な余震が続いており、今後も一定期間職員派遣が必要であると予想されますので、引続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今般の協力依頼に対しましては、全国各地から新潟県に対し派遣の申出をいただいているところですが、応援職員に係る費用の取扱いは、次のとおりですので、管内関係団体及び社会福祉施設等に周知いただきますようお願い申し上げます。

1. 応援職員の人件費及び滞在に要する経費について

要援護者の受入れを行った社会福祉施設等に対しては、施設種別毎に介護報酬、支援費又は措置費が支弁されており、さらに福祉避難所として委託を受けた社会福祉施設等については、被災者10人につき1人の生活相談員の配置に要する経費が災害救助費から支払われることとなっています。

このため、応援職員を受け入れた施設は、当該経費を活用して応援職員に対する人件費及び滞在に要する経費を負担するものとし、支給に当たっては、応援職員の活動内容等を考慮するとともに、応援職員を派遣した施設とも協議のうえ、決定するようにお願いいたします。

2. 応援職員の派遣に要する交通費について

応援職員の派遣に要する交通費は、介護報酬、支援費、措置費及び災害救助費の対象となりません。

従って、派遣に要する交通費は、派遣する施設の負担とすることが望ましいことといたします。